2　前項の承認を受けようとする対象発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該対象発電事業者は、同項の承認の申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は、当該申請に係る原子力廃止関連仮勘定簿価及び原子力廃止関連費用相当額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することができる。

一　廃止しようとする原子炉の名称

二　原子炉を廃止しようとする理由

三　原子力廃止関連仮勘定簿価及び原子力廃止関連費用相当額

四　前号の額の算定根拠

3　経済産業大臣は、第一項の承認の申請が、次に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一　前項第二号に掲げる事項がエネルギー政策の変更、安全規制の変更その他これらに準ずるものに伴うものであること。

二　前項第三号に掲げる事項に係る事由が円滑な廃止措置の実施のために必要であること。

三　前項第三号及び第四号に掲げる事項が適正かつ明確であること。

第二十八条の四　対象発電事業者に係る原子力廃止関連仮勘定は、当該対象発電事業者が前条第一項の承認を受けた日から当該日以後初めて一般送配電事業者（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の七第一項の通知を受けた者に限る。）が当該承認に係る廃炉円滑化負担金（同令第四十五条の二十一の六第一項に規定する廃炉円滑化負担金をいう。）を回収するため法第十八条第一項の認可を受け、又は同条第五項の規定により託送供給等約款の届出をして託送供給等約款を変更する日の属する月の翌月から十年間均等償却するものとして算定した額を償却するようにすること。

別表第1（第3条関係）

（1）　固定資産

原子力発電設備		各項ごとに原子力特定資産及びその他に区分して整理する。
建設仮勘定	［省］	電気事業固定資産建設工事口、電気事業固定資産建設準備口、附帯事業固定資産建設工事口及び事業外固定資産建設工事口に区分して整理する。 各項ごとに原子力特定資産及びその他に区分して整理する。

［新設］

別表第1（第3条関係）

（1）　固定資産

原子力発電設備		原子炉（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいう。以下同じ。）の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産を含む。
建設仮勘定	［省］	電気事業固定資産建設工事口、電気事業固定資産建設準備口、附帯事業固定資産建設工事口及び事業外固定資産建設工事口に区分して整理する。 ［新設］

備考　表中の［　］の記載は注記である。